

主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、営業職として就労していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、C国に出張し取引先との打合せを終了した後に取引先が主催する懇親会に出席したが、翌〇日、滞在先のホテル室内において遺体となって発見された。C国の死亡証明書には、死亡状況「事故」、死亡原因「窒息」、窒息の死因を引き起こした疾病または傷害「嘔吐物による気道閉塞」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）がこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、被災者がC国出張の際に開催された取引先との宴会（以下「本件宴会」という。）において、会社の営業責任者としての立場上、不可避の商慣習行為として飲酒したことにより死亡したものであり、同飲酒行為には業務遂行性及び業務起因性が認められることから、被災者の死亡は業務上の災害として認められるべきであると主張しているので、以下検討する。

(2) 一般に、出張中は、その用務の成否や遂行方法などについて包括的に事業主に対して責任を負っている以上、特別の事情がない限り、事業主の支配下にあると認めるのが相当である。本件において、業務遂行性が認められるか否かについてみると、一件記録によれば、本件宴会は、C国の現地機械メーカー（受注メーカー）であるD会社により開催された、商談成立後・正式契約前の接待の場であったことが認められる。

当審査会としては、本件宴会が、商談成立後、数か月以上に亘る納品・決済等の手続を見据えて開催されたものであり、発注メーカーであるE社、D社及び会社の3社間における相互信頼関係を構築するための重要な場であったと考えられることから、被災者が同宴会に参加することは、業務の一環であったとみるのが相当であり、業務遂行性は肯定されるものと判断する。

(3) 次に、被災者の飲酒行為に係る業務起因性について、監督署長及び審査官は、要旨、①被災者の飲酒量から推察すると、昏睡の一步手前の死の危険性が高い状態にあり、ウイスキーを何杯も飲み干す行為は、いわゆる「危険飲酒行為」といわざるを得ない、②被災者がC国の慣習にしたがって飲酒したと想像するのは容易であるが、既に商談がまとまっていたことを考えると、危険飲酒をし

なければ本来の出張目的を遂行できなかつたと判断するのは困難である、③被災者が過度な飲酒を強要された事実も確認できない、④被災者はC国への渡航回数も多く、C国の飲酒慣習を知らなかつたとは考えられない、及び、⑤請求人や会社関係者の申述によれば、被災者は酒好きでいつも多く飲んでいたのであり、酒に強いという自覚が過度の飲酒行為に発展したものと推察される等の理由から、これを否定しているところ、当審査会としては、以下のとおり判断するものである。

- (4) まず、本件宴会での被災者の飲酒時の状況について、F及びGは、「被災者が一番多く飲んでいただけではありません」、「特に気分が悪いとか酒に酔っているという気配は全然ありませんでした。」、「宴会後、まだ飲めそうなくらいにはしっかりした様子でホテルに戻って行きました。」等と述べていることから、被災者は前後不覚となるがごとく酩酊状態になっていたとは認められず、また、同人らが「C国での会食は飲める人にはとことん飲ませるのが礼儀です。」、「H側はGさんが翌日の運転を考え控えめに飲んでいたので被災者が飲む役としてお酒を飲んでる印象でした」、「自分のペースで好きなものを飲むというのはマナー違反になります。」等と述べていることから、被災者は会社の営業責任者としての立場上、C国における商慣習に従い飲酒を続けざるを得なかつたものと推認することが妥当である。

この点、確かに被災者が飲酒を強要されたという事実は認められず、また、C国における商慣習として、宴会に際しては大量の酒を提供され実質的に飲酒を断れないという事情についても被災者は認識していたものと考えられるが、一方、被災者は、出張前に友人に対して「明日C国に行くんだけど、また死ぬほど酒を飲まなきゃいけないので、嫌だな」、「C国の旧正月は死ぬほど酒を飲むんだよ」、「現地の駐在員は、車の運転をしなければならぬので酒を飲めないから、俺が接待で飲まなければならぬ」などと不安を吐露していたということであり、本件宴会においては、会社の同行者であるGが飲酒を控えている中、営業責任者としての立場上飲酒を続けざるを得ず、結果としてウイスキー約〇本分（〇ml）もの飲酒をしたものであると考えられる。

当審査会としては、被災者の本件宴会における飲酒行為は、その飲酒量からみると、やや自制を欠いたという側面があることは否定されないものの、上記事情に照らすと、業務上やむを得ない必要行為であったとみるのが相当であ

り、自らの嗜好に身を委ねる等私的な事情によるものとも認められないことから、業務起因性も否定をされないものと判断する。

なお、請求人が述べるように、〇m lのウイスキー約〇本分を飲酒した結果、一定時間を経過した後に反射神経が十分機能しなくなり、嘔吐物を気道に詰まらせて亡くなることは医学的に認められるところであり、他に被災者の死亡原因があることを認めるに足りる資料はない。

以上を総合的に勘案すると、当審査会としては、本件については、業務遂行性及び業務起因性を首肯することが妥当なものと判断する。

(5) よって、本件については、業務遂行性及び業務起因性を認められることから、当審査会としては、被災者の死亡は本件宴会における飲酒行為、すなわち、業務上の事由によるものと判断する。

4 結 論

以上のとおり、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認められるから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。